

平成 31 年 3 月 8 日 (金)

① 9 : 30 ~ 11 : 30 ② 14 : 00 ~ 16 : 00

会場 来原浄水場 1 階会議室

## 水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について

【水道法一部改正の概要】資料①※厚生労働省 HP より抜粋

- ①関係者の責務の明確化
- ②広域連携の推進
- ③適切な資産管理の推進
- ④官民連携の推進
- ⑤指定給水装置工事事業者制度の改善

【⑤指定給水装置工事事業者制度の改善について】資料②※厚生労働省 HP より抜粋

1. 現 状 : 平成 8 年に全国一律の指定基準による現行制度が創設され、事業者数が拡大した。  
新規指定以降、指定の有効期限は無期限とされており、当初の内容に変更が生じた場合は事業者から変更届を提出することになっているが、届出がされない場合も多く、休廃止や変更事項など実態が反映されにくい状況である。
2. 改正後 : 工事を適正に行うための資質の保持、実態との乖離防止を図るため、更新制 (5 年) を導入する。  
※従来の指定事項の要件を変更するものではない。
3. 改正水道法施行期日について  
平成 31 年秋頃 ※公布の日 (平成 30 年 12 月 12 日) から 1 年以内
4. 更新の時期について  
既存の指定工事事業者の更新時期を分散させ、指定の経過年数に応じて段階的に行う。  
※更新時期をあらかじめ通知する予定
5. 更新にあわせて確認することが望ましいとされている事項
  - 指定工事事業者講習会の受講状況
  - 主任技術者等の研修会の受講状況
  - 配管技能者の配置状況
  - 指定工事事業者の業務内容
6. 更新手数料について  
条例において定める金額 (現時点では未定)

# 水道法の一部を改正する法律の概要

資料①

## 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

### 2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

### 3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

### 4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

### 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。)

# 4. 指定給水装置工事事業者制度の改善(第25条の3の2)

資料②

## 現状・課題

○ 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。

○ 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。

H9：2万5千者 → H28：23万2千者、約9倍

○ 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。

- ・ 所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千5百者
- ・ 違反事件数：1,644件 (H28)
- ・ 苦情件数：3,885件 (H28)

※指定給水装置工事事業者制度：

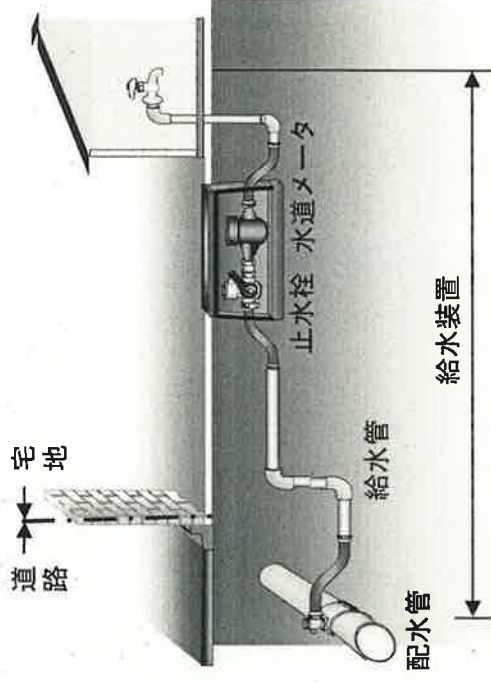
各水道事業者は給水装置(蛇口、トイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

## 改正法

○ 工事を適正に行うための資質の保持や実体の乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)を導入する。

※ 従来の指定の要件を変更するものではない。  
(参考) 指定の基準

- ・ 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
- ・ 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等



## 6. 給水装置の施工

## (1) 給水装置の使用材料

水道メーターまでの使用材料

ア、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に用いようとする給水管及び分水栓、仕切弁並びにボックス等の付属品については指定する材料を使用しなければならない。

イ、工事の施工時における配水管及び他の地下埋設物への損傷を防止し、漏水時及び災害等の緊急工事を円滑かつ効率的に行うため、次に掲げる給水装置指定材料一覧表(表-9)の中から最も適切な材料を選択して使用すること。

表-9 給水装置指定材料一覧表

## 【分岐部分】

配水管		給水管の口径					
管種	口径	20	25	30	40	50	75
塩化ビニール管	25	EFチーズ 注1、注4					
	30	EFチーズ 注1、注4	EFチーズ 注1、注4				
	40	サドル分水栓	EFチーズ 注1				
	50	サドル分水栓	サドル分水栓	EFチーズ 注1、注2、注4			
	75	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	不断水T字管 (内ネジ型)		
	100	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (内ネジ型)	
	150	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (フランジ型)
ダクタイル鋳鉄管	50	サドル分水栓	サドル分水栓	EFチーズ 注1、注2、注4			
	75	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	不断水T字管 (内ネジ型)		
	100	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (内ネジ型)	
	150	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (フランジ型)
	200	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (フランジ型)
	250	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (フランジ型)
	300	サドル分水栓	サドル分水栓	サドル分水栓	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (フランジ型)

配水管		給水管の口径					
管種	口径	20	25	30	40	50	75
配水用ポリエチレン管	50	EFプラグ付サドル 注3	EFプラグ付サドル	EFチーズ 注1、注2、注4			
	75	EFプラグ付サドル	EFプラグ付サドル	EFサドル付分水栓	不断水T字管 (内ネジ型)		
	100	EFプラグ付サドル	EFプラグ付サドル	EFサドル付分水栓	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (内ネジ型)	
	150	EFプラグ付サドル	EFプラグ付サドル	EFサドル付分水栓	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (内ネジ型)	不断水T字管 (フランジ型)
水道用ポリエチレン 一種二層管	25	EFチーズ 注1、注4					
	30	EFチーズ 注1、注4	EFチーズ 注1、注4				
	40	EFチーズ 注1、注4	EFチーズ 注1、注4				
水道用高性能 ポリエチレン管	25	EFチーズ 注1、注4					
	30	EFチーズ 注1、注4	EFチーズ 注1、注4				
	40	EFチーズ 注1、注4	EFチーズ 注1、注4				

注1 40mm以下のEFチーズについては水道用高性能ポリエチレン製（JIS規格外径）を使用し、50mmのEFチーズについては配水用ポリエチレン製（ISO規格外径）を使用すること。

注2 50mm×30mmを分岐する場合は、50mm×30mmEFチーズの製品がないため、50mm×50mmのEFチーズ（ISO規格外径）を使用し、EF変換継手でISO規格外径からJIS規格外径に変換し、50mm×30mmのEFレデューサ（JIS規格外径）により30mmに変換するか、変換用金属継手50mm×30mmを使用する。本管部分（ISO規格外径）はFCDジョイント（インコア付）を使用し既設管に連結すること。

注3 EFプラグ付サドルを使用し50mmから20mmを分岐する場合は50mm×20mmのEFプラグ付サドルを使用するか、50mm×25mmのEFプラグ付サドルを使用し25mm×20mmのEFレデューサ（JIS規格外径）で口径変更し使用すること。

注4 金属継手及びFCDジョイントを使用する場合は、必ずポリスリーブを巻くこと。

その他・分岐しようとする給水管の口径が100mm以上になる場合は、協議のうえ使用材料を決定すること。

- ・EFプラグ付サドル、EFサドル付分水栓は、その製品の製造メーカー専用の穿孔機を使用すること。
- ・75mm以上の配水用ポリエチレン管から30mmを分岐する場合は、EFプラグ付サドルの製品が製造されていないため、EFサドル付分水栓を使用すること。
- ・水圧試験は、融着完了後30-40分以上経過した後に行うこと。

【配管部材】(直管部分)

口径	使用材料	色	備考
20～40	水道用ポリエチレン1種二層管(JIS K 6762) 水道用高性能ポリエチレン管(JIS 規格外径)	黒青	(1種二層管と外径が同じ)
50～75	水道配水用ポリエチレン管(JWWA K 144)	青	(ISO 規格外径)

- ・公道を縦断で布設する口径 20mm～40mmの場合は、水道用高性能ポリエチレン管(JIS 規格外径)を使用すること。
- ・75mmについては、現地施工条件等によりGX形ダクタイル鋳鉄管を使用する場合もあるので、協議のうえ使用部材を決定すること。

【継手部材】

口径	使用材料	備考
20	ユニオン付EFソケット、EFソケット、EFエルボ インコア付金属製継手 インコア付金属製継手(責め配管連結用)	JIS 規格外径
25	ユニオン付EFソケット、EFソケット、EFエルボ オネジ付EFソケット、インコア付金属製継手 インコア付金属製継手(責め配管連結用)	JIS 規格外径
30～40	ユニオン付EFソケット、EFソケット、EFエルボ オネジ付EFソケット、インコア付金属製継手 インコア付FCDジョイント(責め配管連結用) EFレデューサ、EF変換継手(ISO JIS)、変換用金属 継手50×30(ISO JIS)	JIS 規格外径
50～75	オネジ付EFソケット、EFソケット、EFバンド インコア付FCDジョイント、EF変換継手(ISO JIS) EFフランジ短管(G型)、フランジ接手部補強金具、	ISO 規格外径

- ・原則、EF(融着)継手の接合は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会または同協会正会員が主催した施工技術講習会の受講者が施工すること。
- ・原則、継手は全てEF(融着)継手とする。ただし、融着が出来ない場所や既設管との連結部分については、金属製継手、FCD製ジョイント等を使用すること。
- ・原則、曲げ配管はEF(融着)エルボ及びバンドを使用すること。
- ・水道用高性能ポリエチレン管20mmについては、製造メーカーにより内径が異なるため金属継手(インコア)を使用する際は、製造メーカーの内径に合ったインコアを使用すること。

【配水管等から分岐し最初に設ける止水栓または仕切弁】

口径 (mm)	使用材料	備 考
20(20×13)	逆止弁付ボール式伸縮止水栓	メーターに直結する
25	青銅仕切弁	メーターに直結する止水栓は別
30	同 上	同 上
40	同 上	同 上 <del>メーターに直結する止水栓は別</del>
50 以上	ソフトシール弁	メーターに直結する止水栓はなし

- ・ 25mm 以上は、第一止水栓を設置すること。
- ・ 40mm 以下のメーターに直結する止水栓は逆止弁付ボール式伸縮止水栓とする。
- ・ 50mm 以上のメーターを設置する場合は、メーター付近の二次側（下流側）で逆流防止の措置を講ずること。
- ・ 道路横断、水路下越し等で施工する場合は、第一止水栓設置場所を協議し決定すること。

水道メーター下流側の使用材料

- ア、水道メーターの下流側の給水装置工事に使用する給水管及び給水用具は、政令第 5 条に規定する構造及び材質の基準に適合しているものでなければならない。
- イ、給水装置工事に使用する給水管及び給水用具は、多種多様であり、その選定には使用目的、設置場所、設置後の維持管理等を考慮し、最も適した材料及び工法を選定し施工するものとする。
- ウ、受水槽方式の給水は、原則としてメーター下流側に定流量器又は、流量調整弁を設置し、流量については、局と協議し決定する。

( 2 ) 給水管の分岐 ( 配水管等の分岐から宅地内の最初に設ける止水栓まで )

配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30cm 以上離れていること。また、維持管理を考慮して配水管等の継手端面からも、30cm 以上離すこと。

配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し著しく過大でないこと。

給水管の口径は、その給水装置による所要水頭及び同時使用率を考慮し、原則として分岐管の口径は、配水管等の口径より 2 段小さい口径とする。( 同口径分岐は、認めない。 )

給水管の口径を決定する場合において、布設する給水管の口径は、原則として 20mm 以上とする。

給水管の引込みは、1 専用給水装置について 1 分岐とする。

給水管の分岐方向は、原則として第 1 止水栓まで配水管にほぼ直角に布設しなければならない。

配水管から給水管を分岐する場合は、口径 300mm 以下の配水管から分岐しなければならない。

異形管及び継手から給水管の分岐を行わないこと。

分岐には、配水管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル付分水栓、分水栓、割丁字管又はチーズ、丁字管を用いること。

分岐に当たっては配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取り付けはボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。

穿孔機は確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。

穿孔は、内面塗装面等に悪影響を与えないよう注意するとともに、穿孔端面にはその防食のために、適切なコアを装着するなどの措置を講じること。

**配管の種類により、穿孔歯が異なるので、適正なドリルを使用すること。**

給水管を橋梁に添架する場合は、適切な間隔でブラケット等で固定し、保温すること。

給水管を鋳鉄管で布設するときは、ポリエチレンスリーブを装着すること。





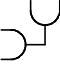

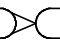

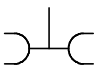



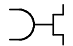
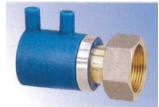


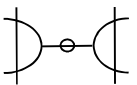

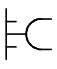

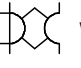

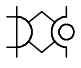

給水管が側溝等を横断するときは原則伏せ越しとし、施工が困難なときは道路管理者及び水道局と協議すること。

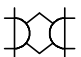



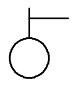

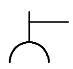

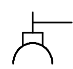
















配水管から分岐した給水管が、民地を通過し、ふたたび公道を通過するものは、原則として認めない。

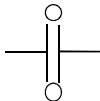

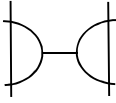

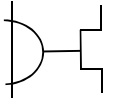

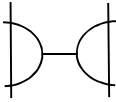

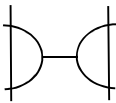







油等の影響を受ける可能性がある箇所については、対策を講じること。

**ポリエチレン管の使用範囲は、修繕 ( 既設 VP 等の場合 ) とメーター移設 ( 既設が VP 等の場合 ) 及びアパートの第一止水栓からメーターまでの間を除くすべての給水管に使用する。**



No	名称	記号	参考写真	備考
1	EFソケット			40以下はJIS規格外径の製品を使用する。 50以上はISO規格外径を使用する
2	EFエルボ JIS 40以下 (90°・45°)			40以下はJIS規格外径の製品を使用する。
3	EFベンド(両受) ISO 50以上(90° ~ 11° 1/4)			ISO規格外径
4	EFレデューサ JIS 50×40~20			50以下からの片落ちはJIS規格外径の製品を使用する。
5	EFチーズ(両受)			40以下はJIS規格外径の製品を使用する。 50以上はISO規格外径を使用する
6	オネジ付EFソケット			40以下はJIS規格外径の製品を使用する。 50以上はISO規格外径を使用する
7	ユニオン付EFソケット			40以下はJIS規格外径の製品を使用する。
8	EF変換継手(ISO-JIS)			両挿し
9	変換用金属継手(ISO-JIS) (50×30)			
10	EFフランジ短管(GF)			分岐口径 75mm以上に使用する。
11	FCDジョイント(P-V)	HPPE  VP・VLGP		分岐口径 50mm以上に使用する。
12	FCDジョイント(P-C)	HPPE  CIP		分岐口径 50mm以上に使用する。

No	名称	記号	参考写真	備考
13	FCDジョイント(P-P)			分岐口径 50mm以上に使用する。
14	インコア付金属継手(P-V)	HPPE(JIS)  VP		分岐口径 40mm以上に使用する。
15	サドル付分水栓 (VP・CIP・HPPE用)			
16	EFプラグ付サドル			分岐口径はJIS規格外径を使用
17	EFサドル付分水栓			本管口径 75mm ~ 150mmで 30を 分岐する際に使用する。
18	不断水T字管(うちネジ) (VP・CIP・HPPE用)			分岐口径 40mm、 50mm以上に使用する。
19	不断水T字管(ソフト)K型 (CIP用)	印は特殊押輪 		分岐口径 75mm以上に使用する。
20	不断水T字管(フランジ) (VP・HPPE用)			分岐口径 75mm以上に使用する。
21	EF形ソフトシール仕切弁(S-S)			分岐口径 50mm以上に使用する。 両挿し
22	青銅仕切弁			分岐口径 40mm以上に使用する。 内ネジ
23	逆流防止付 ボール式伸縮止水栓 (略称)逆ボ伸縮止水栓			
24	メータ			フランジタイプ 

No	名称	記号	参考写真	備考
25	フランジ補強金具			
26	インコア付金属継手(P-V)			分岐口径 40mm以下に使用する。
27	インコア付金属継手(メーター用ソケット)			分岐口径 40mm以下に使用する。
28	インコア付金属継手(P-P)			分岐口径 40mm以下に使用する。
29	インコア付金属継手(P-P)			分岐口径 40mm以下に使用する。
30	水道配水管用ポリエチレン管(HPPE) 50mm以上(ISO)			
31	水道用高性能ポリエチレン管(HPPE) 40mm以下(JIS規格外径)			20mmは、製造メーカーで内径が異なっているため、金属継手を使用する場合は製造メーカーを確認し使用する。
32	水道用ポリエチレン1種二層管(PE) 40mm以下			

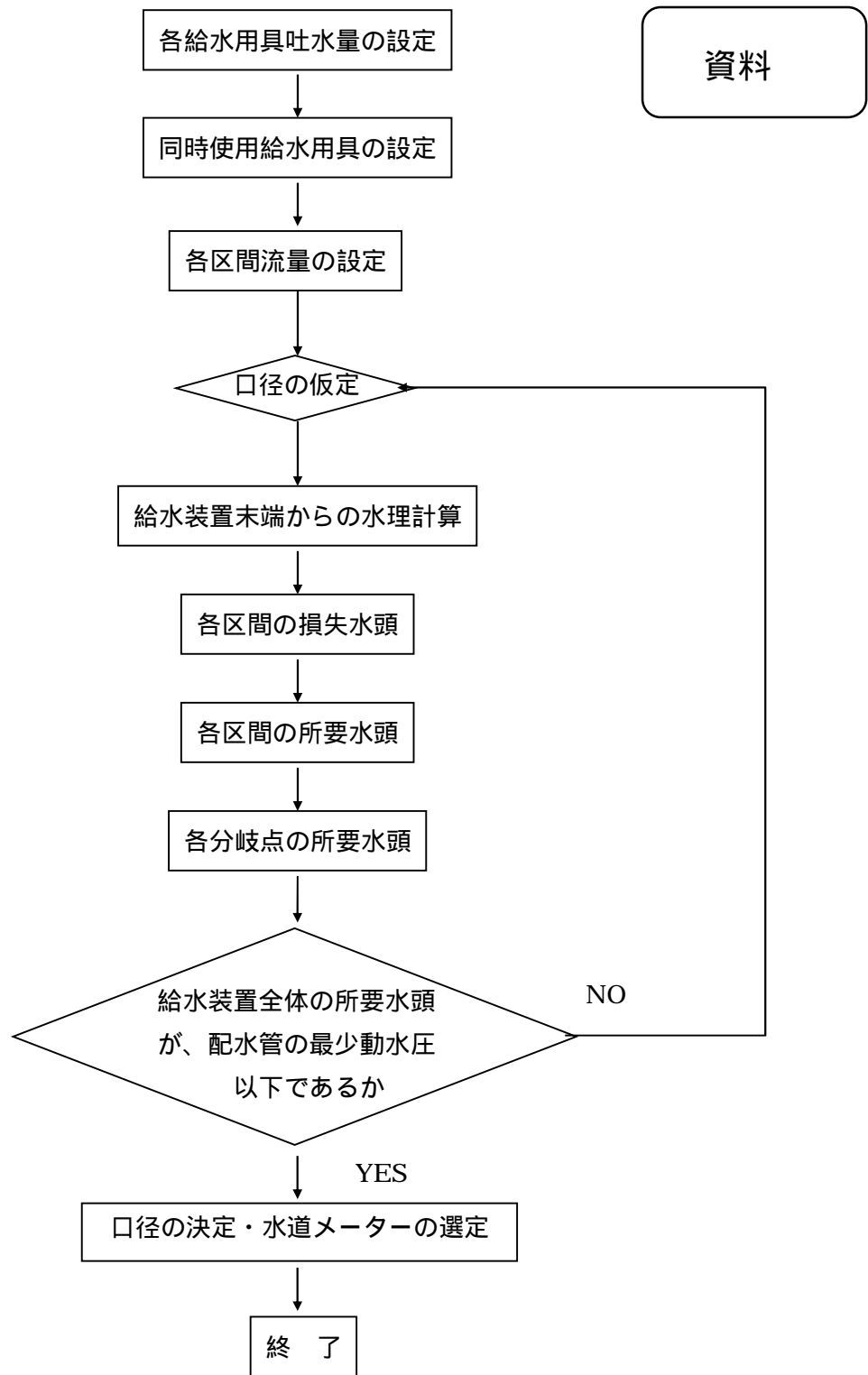


図 - 9 口径決定の手順

(1) メーター口径の決定

水道メーターについては、原則としてメーター適用基準表による。(表 - 8)

直結直圧方式のメーター口径は、適正使用流量範囲を標準とし、同時使用水量が **定格最大流量** を超えない範囲で決定する。

受水槽方式のメーター口径は、適正使用流量範囲を標準として決定する。

表 8 メーター適用基準表

型 式 口 径 (mm)	適正使用 流量範囲 ( $\text{m}^3/\text{h}$ ) * 4	定格最少流量 (Q1) ( $\text{m}^3/\text{h}$ ) * 1	定格最大流量 (Q3) ( $\text{m}^3/\text{h}$ ) * 2	限界流量 (Q4) $Q3 \times 1.25$ ( $\text{m}^3/\text{h}$ ) * 3	一時的使用 の許容範囲	1日あたり の使用量	1日あたり の使用量	1日あたり の使用量	月間 使用量 ( $\text{m}^3/\text{h}$ )
					10分/日以内 の場合 ( $\text{m}^3/\text{h}$ ) * 5	1日使用時間 の合計が5 時間の場合 * 6	1日使用時間 の合計が10 時間の場合 * 6	1日使用時間 の合計が24 時間の場合 * 6	
接線流羽根車型									
13	0.1 ~ 1.0	0.025	2.5	3.125	2.5	4.5	7.0	12	100
20	0.2 ~ 1.6	0.04	4.0	5	4.0	7.0	12	20	170
25	0.23 ~ 2.5	0.063	6.3	7.875	6.3	11	18	30	260
30	0.40 ~ 4.0	0.1	10	12.5	10	18	30	50	420
たて型軸流羽根車型 (乾式デジタル)									
40	0.4 ~ 6.5	0.16	16	20	16	28	44	80	700
たて型ウォルトマン型 (電子式)									
50	1.25 ~ 17	0.4	40	50	40	87	140	240	2600
75	2.5 ~ 27.5	0.63	63	78.75	63	127	200	390	4100
100	4.0 ~ 44.0	2.5	100	125	125	218	345	624	6600

水道メーターの選び方 2014 (公) 日本水道協会

- \* 1 . 定格最少流量とは、水道メーターが定格動作条件下で、検定公差内で作動することが要求される最少の流量
- \* 2 . 定格最大流量とは、水道メーターが定格動作条件下で、検定公差内で作動することが要求される最大の流量
- \* 3 . 限界流量とは、水道メーターが短時間の間検定公差内で作動し、かつ、その後定格作動条件下で作動させた時にも計量性能を維持していることが要求される最大の流量。  
<限界流量 $Q_4 = \text{定格最大流量} Q_3 \times 1.25$ >
- \* 4 . 適正使用流量範囲とは、水道メーターの性能を長期間安定した状態で使用することのできる標準的な流量を言う（製造者推奨値）
- \* 5 . 一時的使用の許容範囲は、1日10分以内程度で使用する場合は許容流量であり、受水槽方式などのような、短時間で大流量の通水を行う場合の口径選定時の指針となるものである
- \* 6 . 1日あたりの使用量は、一般的な使用状況から適正流量範囲での流量変動を考慮して定めたものである。

1日5時間：一般家庭などの標準的使用時間

1日10時間：会社（工場）などの標準的な使用時間

1日24時間：病院・事業所などの昼夜稼働の場合の使用時間

平成31年4月1日 ~

- 各種申請書の中の「出雲市水道事業 出雲市長」が「出雲市上下水道事業管理者」へ変わります。

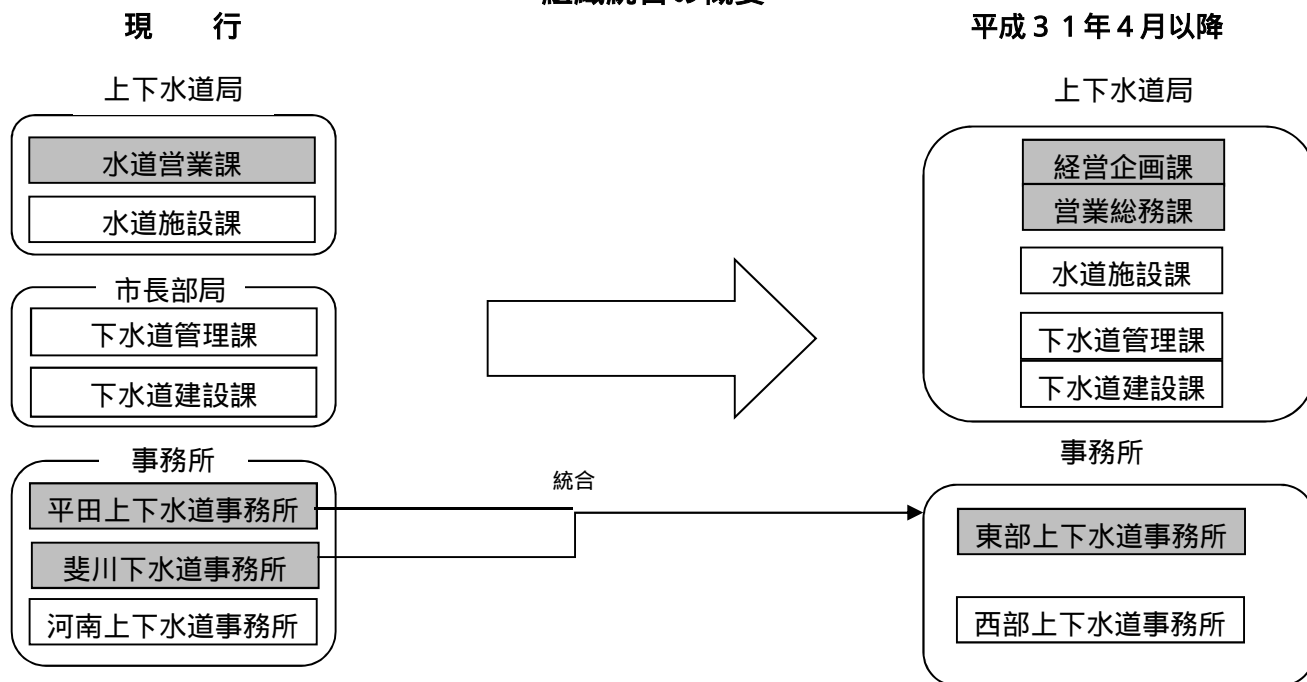
## 【理由】

国からの下水道事業に対する公営企業会計の適用への取組みの要請（平成27年1月27日付「公営企業会計の適用の推進について」）に基づき、出雲市下水道事業の経営の迅速性・柔軟性を高め、かつ、経営の効率化の向上を図るため、平成31年4月1日から地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の全部を適用すること並びに出雲市水道事業及び下水道事業を通じて、上下水道事業管理者を設置することになったため。

全ての書類について該当しますので、市長名を正しく修正してご使用ください。

- 出雲市水道局内の組織体制が変わります。

## 組織統合の概要



平成31年10月1日 ~

消費税及び地方消費税の率が8%から10%へ引き上げされるため、加入金の総額も変わります。

(例)

13	現行(8%)	54,000円	>	(10%)	55,000円
20	現行(8%)	118,800円	>	(10%)	121,000円

# 給水装置工事申請の手順

資料 -1

順	書類	記載・確認事項	チェック	
1	給水装置申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚紙で作成。(基本は、110Kの用紙)</li> </ul>		
		<b>既設(改造)の場合</b>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>水栓番号を記入。 出雲、大社地域: 上下水道局水道施設課内の水栓台帳(青)で確認。 平田、河南は各上下水道事務所で確認。(地番がわかれば、局でも対応可能。ただし最新は不明。)</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の給水装置所有者(申請者)の確認。 これから申請しようとする申請者と違う場合は「<b>所有権異動届</b>」が必要。 相続での変更の場合、旧所有者の「印不要」だが、新所有者の「印」と「続き柄」を記入すること。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者(申請者)の住所の確認。 出雲市外であれば「<b>給水装置代理人選定(変更届)</b>」が必要。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の水道使用状況の確認。 休止中で、使用開始したい場合、「<b>水道使用申請書</b>」を「開栓」で、提出。 (現地にメーターがある場合は、現地を開栓してもらい、指示数を記入。) (現地にメーターが無い場合は、開栓の申請書とともにメーターを取りに来局。(東部・西部へ)) 使用中で、使用者名を変更したい場合、使用中の使用者名で「閉栓」、開始したい使用者名で「開栓」。 現地で、メーター指示数を確認し、両方の書類に指示数を記入して提出。 工事用水で、下水有りの水栓で、工事中は下水に流さない場合、下水道管理課(各上下水道事務所)へ「<b>休止届</b>」を提出。</li> </ul>		
		<b>新設の場合</b>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>現地に、既設の給水管、止水栓止めが無い事の確認。</li> <li>分岐する本管の詳細(深さ、位置、管種など)を確認。 出雲・大社地域 上下水道局(水道施設課) 平田地域 東部上下水道事務所 佐田、多伎、湖陵地域 西部上下水道事務所 <b>斐川地域は、斐川宍道企業団へ(事業体が違います。)</b></li> <li>分岐口径を水力計算して決定。</li> </ul>		
2	給水装置申請書類確認表	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出書類のチェック 初めから、チェック済とはしない。 書類の有無を確認しながら、チェックを入れる。</li> </ul>		



## 給水装置工事申請の手順

資料 -1

順	書類	記載・確認事項	チェック
3	事前調査表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水装置の土地及び建物の所有者の確認。 給水装置設置場所の土地・建物の所有者が「本人」以外の場合は、「利害関係人同意書」が必要。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>【利害関係人同意書】</li> <li>(1) 申請者以外の者が所有している給水管から分岐し、給水装置を設置する場合。</li> <li>(2) 申請者以外の者が所有している土地・家屋に給水装置を設置する場合。 (2)については、該当する部分が出る図面を添付する。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水圧の確認。</li> <li>・そのメーター口径の適正流量であるか確認。 水圧・水量不足の場合は「誓約書」が必要。または、口径変更を検討する。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設、新設のメーター口径と個数を記入。複数ある場合は、「×(かける) 何個」と記入。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーターが現地に設置されている場合、メーター番号を記入。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、全ての記載内容の確認。</li> </ul>	
4	設計審査申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「工事施工場所」は給水装置申請書の「設置場所」と同一とする。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「工事施工依頼者住所・氏名又は名称所在地」は給水装置申請書の「給水装置所有者」と同一とする。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「工事種別」は、給水装置申請書と同一とする。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「予定工期」を記入。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計審査申請者(施工業者)の印を押す。電話番号(昼間に連絡のつく番号)を記入。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2部作成。</li> </ul>	

## 給水装置工事申請の手順

資料 -1

順	書類	記載・確認事項	チェック
5	水道使用申請書	新設・口径変更・廃止の場合に必要。 裏面には位置図をつける。 その他の手続き{開栓や使用者名変更(閉栓・開栓)}については、給水装置申請とは別に給水係へ提出。	
		・新設 水道使用申請書の <b>右上</b> 角を赤で塗る。	
		・口径変更 変更前、変更後の口径を記入。メーター設置されている場合は、変更前のメーター番号も記入。 最終的に設置する変更後の口径を用紙中心の口径の欄へ記入。 スケールダウンの場合は、 <b>所有者</b> 必要。	
		・廃止・・・水栓の権利をなくす。メーター撤去とは意味合いが違う。 <b>所有者</b> が必要。	
		・記載内容を確認する。 水栓番号(あれば)、水栓所在地、 <b>水道使用者の住所・氏名・連絡先(特に重要!!)</b> 指定工事業者名を記入。 水道使用者の欄に書かれた氏名で、水道料金を請求するため、工事中の水道料金の支払いについて、間違いがないか、十分確認しておくこと。	
6	使用材料表	・立面図と材料表の部材が整合していることを確認すること。 分譲地は1水栓ごとに作成すること。	
7	設計図面 (その他)	・平面図、立面図、位置図があるか。 北を上向きに作成。 サイズが小さくなる場合は、拡大図も添付。 平面図・立面図は、既設新設問わず管種口径を記入。 位置図には、配水管と給水分岐管の管種口径を記入。 分譲地の1画の場合は、位置図に分譲地の区画も記入。	
		・水理計算書。( 25以上は必須)	
		・給水装置代理人選定届。 所有者(申請者)が出雲市外の住所の場合	
		・確約書。(構造物の下に主配管を通す場合、浄水器を設置する場合等)	
		・誓約書。(水圧等)	
		・請書と誓約書。(受水槽)	

# 給水装置申請書

整理 番号	年度 第 号
----------	-----------

年 月 日

出雲市上下水道事業管理者  
出雲市長

様

【給水装置所有者】

住所： **必ず「現在の所有者」を水道局  
ふりがな (各営業所)で確認すること。  
氏名： 土地の所有者とは違う場合があ  
ります。**  
電話： **ります。**

- 設置場所 出雲市 **水栓所在地を記入**  
ふりがな **ふりがなも記入**
- 給水装置使用者氏名 **正確に記入すること。不明な場合は水道局で確認。**
- 工事種別 新設・改造・修繕・撤去 **該当に○をする**
- 水栓番号 1 2 3 4 5 **改造工事は必ず記入**
- 施工業者

次の給水装置工事を行いたいので、出雲市水道事業給水条例第4条第1項の規定に基づき申請します。  
なお、図面記載の公道部分を工事検査合格後寄付します。

設 計	区 分		決 裁 区 分				決 裁 区 分			
	受 付	年 月 日	課 長	係 長	検 査 員	審 査	受 付	課 長	係 長	担 当
計	承 認	年 月 日								
	口 径	mm 個								
審 査	口径変更	mmから mm	申請を受理し、左記のとおり加入金及び設計審査手数料を決定されますか。							
	給水開始日	年 月 日	水道技術 管理者					調定(料金係)		
	給水開始日	年 月 日						加 入 金	左記の加入金(a)を 調定されますか。	
	加入金(a)		手数料(b)							
	調定番号		調定番号				手 数 料	左記の手数料(b)を 調定されますか。		
	加入金(a)の算出									

竣 工 検 査	区 分		決 裁 区 分					
	竣 工 受 付	年 月 日	課 長	係 長	審 査 担 当	検 査 担 当	担 当	
	中間検査方法	有(現地・書類)・無						
	竣 工 検 査	年 月 日						
	竣工検査方法	現 地 ・ 書 類	水道技術 管理者	竣工検査の結果、工事は適正で であると認めました。				
	竣工検査合格	年 月 日						

申請書の無断持ち出しは、禁止します。

調査項目	調査内容	
給水装置設置場所	申請書の水栓所在地と合わせる	
給水装置所有者氏名	申請書の所有者氏名と合わせる <b>該当に○を</b>	
給水装置設置場所の土地所有者	本人(申請者)所有 ・ 家族所有 ・ その他( ) <b>該当に○を</b>	
工事種別	新設・改造・修繕・撤去 取付栓数( )栓 合計( )栓	
メーター番号	メーターが設置されている場合は、メーター番号を確認して記入	
給水装置分岐計画・状況	配水管 管種・口径 mmより 管種・口径 mm分岐	
メーター口径	新設メーター口径( mm) × 個 既設メーター口径( mm)	
配水管の水圧	Mpa	【調査日】 年 月 日 時
		【調査地点】
給水計画(状況)	直結方式 ・ 受水槽方式 使用人数( )人 <b>○をすること</b>	
給水目的	事業所・アパート・宅地分譲・住宅・その他( ) <b>○をすること</b>	
給水形態	専用 ・ 共用 <b>○をすること</b>	
設計使用水量	直結方式	同時使用水量: / min
	受水槽方式	一日使用水量:
	全所要水頭	Mpa < > 配水管の水圧
	水圧水量不足の有無	有 ・ 無 <b>○をすること</b>
道路状況 道路開削工事が ない場合記入し なくてもよい	道路掘削	
	道路種別	国道・県道・市道・赤道・私道
	道路管理者協議 特別な理由が ある場合のみ	協議済 ・ 未協議
各種地下埋設物	公道部分	無 下水道・ガス・電気・NTT・その他( )
	敷地内	無 下水道・ガス・電気・NTT・その他( )
使用期間	永久使用 ・ 一時使用 <b>○をすること</b>	
新設配給水管埋設深度	公道部分	h = m ~ m
	敷地内	h = m ~ m
建築確認通知(番号)		
備考欄		

施工業者名

主任技術者

様式第2号(第14条関係)

給水装置申請書の  
設置場所を記入

## 設計審査申請書

給水装置申請書の  
所有者名・住所  
を記入

工事施工場所	出雲市	町	番地
工事施工依頼者 住所氏名又は 名称所在地	出雲市	町	番地
工事種別	新設・改造・修繕・撤去 <b>該当に</b>		
予定工期	年 月 日 ~ <u>年 月 日</u> 工期を記入		

給水条例第6条第2項に基づき設計審査を申請します。

年 月 日

出雲市上下水道事業管理者 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
TEL

印

上記の工事施工を下記条件を付して承認します。

記

連絡が可能な電話番号  
を記載してください。

条件

年 月 日

出雲市上下水道事業管理者

印

様式第1号

道路占用 許可申請書  
協 議 書

資料 -4-1

新規	更新	変更	許可第	号
	平成 年( ) 月 日		平成31年( ) 月 日	

出雲市道水路管理者  
出雲市長 長岡 秀人 様

住所 〒693-0068  
出雲市姫原2丁目9-1  
出雲市上下水道事業管理者  
氏名 印  
担当者:水道施設課  
TEL 0853-21-3512  
(内6680)

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。  
第35条 協 議 書

占用の目的	給水管埋設のため		
占用の場所	路線名	市道 今市1号線	車道・歩道・その他
	場所	出雲市今市町70番地先 (出雲太郎宅)	
占用物件	名 称	規 模	数 量
	給水管	HPPE 20	1.50m
占用の期間	平成 31 年 (2019) 許可日から 平成 41 年 (2029) 3 月 31 日まで 間	占用物件 の構造	水道用高性能 ポリエチレン管
工事の期間	平成 31 年 (2019) 許可日から 平成 31 年 (2019) 7 月 31 日まで	工事実施 の方法	開削・圧入
道路の 復旧方法	別紙のとおり	添付書類	(1)付近見取図 (2)平面図 (3)横断図及び構造図 (4)その他市長が必要 と認めるもの
備考	出雲水道 担当		

様式第1号

資料 -4-2

許可申請書  
道路占用  
協議

新規	更新	変更	許可第31-000123号
			平成 年( ) 月 日
			平成31年( ) 月 日

出雲市道水路管理者  
出雲市長 長岡 秀人 様

住所 〒693-0068  
出雲市姫原2丁目9-1  
出雲市上下水道事業管理者 印

氏名 担当者:水道施設課  
TEL 0853-21-3512  
(内6680)

第32条 許可を申請  
道路法 の規定により します。  
第35条 協議

占用の目的	給水管理設のため		
占用の場所	路線名	市道 今市1号線	車道・歩道・その他
	場所	出雲市今市町70番地先 (出雲太郎宅)	
占用物件	名称	規模	数量
	給水管	HPPE 20	2.50m
占用の期間	平成 31 年 (2019) 許可日から 平成 41 年 (2029) 3 月 31 日まで 間	占用物件 の構造	水道用高性能 ポリエチレン管
工事の期間	平成 31 年 (2019) 許可日から 平成 31 年 (2019) 7 月 31 日まで	工事実施 の方法	開削・圧入
道路の 復旧方法	別紙のとおり		添付書類 (1)付近見取図 (2)平面図 (3)横断図及び構造図 (4)その他市長が必要 と認めるもの
備考	給水管 1.50m 2.50m(占用長変更) 平成31年4月1日 平成31年4月30日(工期変更) 出雲水道 担当		

## 占用工事完了届

年( ) 月 日

出雲市道水路管理者

出雲市長 長岡 秀人 様

申請者 住 所 出雲市姫原2丁目9-1

氏 名 出雲市上下水道事業管理者

印

担当者 水道施設課

電 話 21-3512 内線 6680

占用工事の施工を完了しましたので、工事記録写真を添付して下記のとおり届け  
出ます。

## 記

1. 許可番号	平成31年(2019)4月4日付許可第H31-000123号		
2. 工事の目的	給水管埋設のため		
3. 工事施工の 場 所	道路・河川 の 名 称	市道 今市1号線	
	場 所	出雲市今市町70番地先	
4. 占用物件	名 称	規 模	数 量
	給水管	HPPE 20	2.50m
5. 工事完了 年 月 日	平成31年(2019) 4月 30日 完了		
	工事の期間	平成31年(2019) 4月 4日から 平成31年(2019) 4月 30日まで	
6. その他 参考事項		7. 添付書類	(1) 付近見取図 (2) 工事記録写真 (3) その他( )

## 工事記録写真で明らかにする事項

対象となる占用物件自体

復旧の状況(舗装構成)

復旧後の路面状態

工作物、物件又は施設の完成状態